

# 詩・書に於ける天及び天命の考察

米田登

詩・書とは中国古典の詩經と書經の謂である。詩經は孔子が古詩三千余篇を三百五篇に刪定したものであるというのが、漢の司馬遷の史記孔子世家に見えている説であるが、唐の孔穎達（クヨウダツ）や宋の朱子は之を否定している。本邦の服部宇之吉博士も孔子非刪定論者である。（漢文大系毛詩解題參照）この非刪定説はかなり根拠があるので、私も之に従つてゐる。

詩經は孔子から門弟子夏を経、数伝して荀子に伝わり、荀子之を趙人毛亨に伝え、毛亨之を毛萇に伝えた。これが毛詩即ち現行の詩經である。その内容は風・雅・頌の三部門から成っている。風は列国の民風民情を歌つたもの、雅は王者の政道国家の盛衰等に関する事を歌つたもの、頌は宗廟の祭祀に祖宗の功德を頌美した詩である。孔子世家に「三百五篇ノ詩、孔子之ヲ絃歌ス。」とあり、朱倬の詩經疑問に「詩即チ樂歌、樂歌即チ詩。」と言つて、通り、詩は樂にあわせて歌われたものである。

次に書經であるが、書は古の帝王の治道・治績等に関する史官の記録であつて、それを孔子が刪修して百篇にしたものといわれている。堯舜から夏殷周三代に及んでいて、古くは虞書・夏書・

商書・周書などと別々に称せられていたが、漢代に入つて一括して尙書といわれた。尙は上の意があるので、尙書とは上代の書の謂であろう。書經と呼ばれるに至つたのは宋代からである。孔子博士伏勝が自家壁中から匿存していた二十八篇を取出して世に伝えた。これは隸書体であつたので今文尙書といわれている。其の後漢の武帝の時、孔子の旧宅壁中から四十五篇を発見した。これは古文の科斗文字で書かれてあつたので、之を古文尙書と称した。然しこれも晋の永嘉の乱に亡んでしまつた。ついで東晋の時、梅赜（ベイザク）が古文尙書孔安国伝と称するもの五十八篇を元帝に上つた。これは唐以後世に広く行われたのであるが、宋代に入つて、孔安国伝たることが疑われ初め、清の閻若璩（エンジャツキヨ）によつて其の偽古文たることが明確に考証せられたのである。

詩・書を何故に経と称するのであるか。経の字義に就いては、劉熙（リユウキ）の釋名、許慎の說文、段玉裁の說文註などを見ると参考になるが、私は経とは、それによつて、小は人としての

己をつくり、大は治平の國家を致す所の一貫不易の常道、又はその常道を絞べた典籍の謂であると考えている。詩・書はかような性格を十分に具えている書物である。即ち詩も書も多分に道又は教という要素をもつてゐるので、共に經典として古くから重視せられ、就中、孔子を始め儒家の特に推尊する所となつたのである。私は此の二經の思想が、如何様に儒教思想へ展開して行つてゐるかを研究したいと志しているのであるが、本稿も其の端緒を開く役目を果すであろう。

今この二書を繙くにあたつて、特に注意を惹くことは、天及び天命の語が余りにも多く目に触れる事である。そこでまず、此の天なるものが詩・書に於いて如何なる意味を有つてゐるかを見に行きたいと思う。詩經によると、天・昊天・蒼天・旻天・皇天・上天・上・有昊などと、それと同類の帝・上帝・昊天上帝・后帝など、合せて全篇二百語以上が見られる。書經に於いてもほど同じく、天・昊天・旻天・皇天・上天・上・帝・上帝・昊天上帝など、凡そ三百語以上に及んでいる、これららの天を概念上分類して、形体的物象的天と主宰的神明的天と見ることができる。広茫として涯なき天、蒼々として底知らぬ天、日の照り星の瞬く天、これは形体物象の天である。万物を創造し、支配し、監督し、化育する天、これは主宰的神明的天である。詩經小雅正月篇の「天ヲ蓋シ高シト謂フ、敢テ局セズンバアラズ。」小雅苑柳篇の「鳥有リ、高ク飛シテ亦天ニ伝（イタ）ル。」大雅旱麓篇の「鳶飛シテ天ニ戾（イタ）リ、魚淵ニ躍ル。」等の天は、形体物象の天の例である。

又虞書益稷篇の「禹ノ曰ク、洪水天ニ滔（ハビコ）リ、浩浩トシ

テ山ヲ懷（ツ、）ミ陵ニ襄リ、下民昏墾（コンテン）ス。」「禹曰ク、俞（シカ）ルカナ。帝ハ天ノ下ニ光（カマヤ）キ、海隅ノ蒼生ニ至ル。」などの天もそれである。詩・書にあつては、かような形体物象の天の例は極めて僅少で、他は皆主宰的神明的天に属している。昊天・蒼天・旻天・上天・皇天の五天の意味に就いては、之を春夏秋冬の四時、又は東西南北の方位等に配して解釈する說もあるけれども、詩・書に就いて見れば必ずしも当らないので、詩經王風黍離篇の悠悠蒼天の語に關する毛亨伝の說を参考して、昊天は元氣広大なる天、蒼天は蒼々然として深遠不測の天、旻天は万物を仁惠憐愍する天、上天は上より下を照監する天、皇天は万物を支配する尊且大なる天と解するが適切と思う。五天中の昊天・蒼天にあつては、詩經大雅雲漢の「昊天ヲ瞻仰（センコウ）スレバ、懸（ケイ）タル其ノ星有リ。」王風黍離の「悠悠タル蒼天、此レ何人ゾヤ。」の如くに、形体的天と見られるものもある。然しこれも此の詩の作者が形体の天を仰ぎつゝ同時に、這裡にいますと信ずる神明に想えているのであつて、形体的天のみのものではない。詩經小雅蓼莪の「之ガ徳ニ報イント欲スレドモ、昊天極罔（ナ）シ。」書經堯典の「乃チ義和ニ命ジ、欽ミテ昊天ニ若（シタガ）ヒテ日月星辰ヲ曆象シ云々。」の昊天は形体的天とも見られるが、前者については、清の王引之の經義述聞に「我方ニ是ノ徳ヲ報イント欲スレドモ、昊天極罔ナク此ノ鞠凶ヲ降シ、我ヲシテ養ヲ終フルヲ得ザラシメタルヲ言フナリ。」とある通りで、これは主宰神明の天と観なければならぬ。又詩經小雅信南山の「上天雲ヲ同（アツ）メ、雪ヲ雨（フラ）スコト霧霧タリ。」の例が示

す通り、すべて自然現象も之を天帝の意識的、合目的な活動と観てていたので、前掲堯典の昊天も亦主宰的神明的天と考えられる。

それ故「欽ミテ昊天ニ若ヒ」という言い方も首肯されるであろう。帝・上帝・后帝・昊天上帝などは、帝の文字によつて主宰的天たることを意味するは勿論である。帝の語は天というより一層人格的な性質を現わしているようである。この主宰的天は古代人の信仰の本体となつて、日月星辰山川其の他の自然神や人鬼など所謂鬼神の最高且統一神として祀られたのである。是れ私が主宰的天即神明的天とする所以である。

以上述べたように詩・書の天は、物象的形体的天と主宰的神明的天とに二大別されるが、古代人は広大にして蒼々然たる具体的な形而下的天裡に、万物を覆育し万物を支配する無形無象の形而上の天即神明を仰ぎ見ていたのであつて、前の王風黍離の蒼天、大雅雲漢の昊天などは、この事を示している適例である。以下斯の主宰的神明的天の性格に就いて述べることにしよう。

詩・書による古代人は、天を万物の創造主、宇宙の支配者と信じ、特に次の例にある通り、人類の父母と見て之を崇敬し、信頼し、思慕するのであつた。

天烝民ヲ生ズ。物有レバ則有リ。（詩經大雅烝民）

天烝民ヲ生ズ。其ノ命謐（マコト）ニ匪（アラ）ザルハ云云。

（詩經大雅蕩）

悠悠タル昊天、曰ク父母ナリ。罪無ク辜（ツミ）無キニ、亂此

ノ如ク懲（オホイ）ナリ。（詩經小雅巧言）

右第三例の詩は、謔に逢つて悩んでいる者が父母と頼む天に怨

み懇えているのである。古代人は又天を人間的な情意有る実在と観ていた。

憂心慄慄タリ。我ガ土宇ヲ念フ。我ガ生辰（トキ）ナラズ、天

ノ憚怒（タンド）ニ逢ヘリ。（詩經大雅桑柔）

我聞ク、在昔鯀（ヨン）洪水ヲ墮（フサ）ギ、其ノ五行ヲ汨陳（ヨツチン）ス。帝乃チ震怒シ、洪範九疇ヲ畀（アタ）ヘズ。云云。

（周書洪範）

右は天の怒を見た所の例である。前者は、遠征の軍人が懷郷の念に懊惱し、之を天の厚き怒に逢うたものと諦めた意である。後者は、禹の父鯀が水火金木土の五行の順序を乱し、水の性に逆らつた為に、治水の功成らず、天帝の怒に触れたことをのべている。

維レ此ノ二国、其ノ政獲ズ。維レ彼ノ四国、爰ニ究ネ爰ニ度ル。上帝之ヲ耆（イカ）リ、其ノ式廓ヲ憎ム。云云（詩經大雅皇矣）

「耆」は陳奂の詩毛氏傳疏によつて怒と讀んだ。式廓の式は式微の式と同類の發語の辞であろうか。

右は崇・密二國の政乱れ、四方の国相謀つて之を伐たんとしたので、天帝が乱伐浪戰禍乱の廓大することを怒り憎んだというのである。

天に仁憫の情有りとすることは、旻天の語があらわしている所

であるが、尙一二の例をあげて見よう。

弗弔（フチヨウ）ノ旻天、大イニ喪ヲ殷ニ降セリ、云云。（周書多士）

弗弔ノ天、喪ヲ殷ニ降シ、殷既ニ厥（ソ）ノ命ヲ墜セリ。（周書君奭）

嗚呼、天モ亦四方ノ民ヲ哀レミ、其レ眷命シテ用テ懋（ツト）メシム。（周書召誥）

右の弗弔の語は懲まざの意であるが、これ元来天に憐愍の情ありと見て、いるの証である。

天は万物を主宰し人の吉凶を司る神明として、下土を昭監し、下民を監視し、善を嘉して之に祐福を与え、惡を咎めて之に災禍を降しなどするものである。

皇（オホイ）ナルカナ上帝、下ニ臨ンデ赫タル有リ。四方ヲ監観シテ民ノ莫ヲ求ム。（詩經大雅皇矣）

上帝、民ヲ監ルニ馨香ノ徳アル罔（ナ）ク、刑ノミ發聞シテ惟レ腥シ。（周書呂刑）

右第一例は、天帝が下土を昭監して、民の安定を求める意、第二例は、仁徳の政が行われていて、又は苛酷な刑罰の政が行われていて、いるかを監視することを述べたものである。

天ノ祐ヲ受ケテ、四方來リ賀セん。万斯年ニ於テ、遐（ナン）ゾ佐アラザラン。（詩經大雅下武）

仮樂ノ君子、顯顯ノ令徳アリ。民ニ宜シク、人ニ宜シク、祿ヲ天ニ受ケタリ。（詩經大雅仮樂）

天公ニ純嘏ヲ錫ヒ、眉寿魯ヲ保チ、常ト許トニ居リ、周公ノ宇ヲ復サン。（詩經魯頌閟宮）

このように天は善行有徳の者に福を与えるもので、右に祐・祿・

諱とあるのは、すべて福の義である。

庶群酒ヲ自（モチ）ヒ、腥聞上ニ在リ。故ニ天、喪<sup>ム</sup>殷ニ降シ、殷ヲ愛スル罔キハ、惟レ逸スレバナリ。（周書酒誥）

天方ニ薦リニ瘥（ヤ）マシム。喪乱弘（オホイ）ニ多シ。民ノ言嘉キコト無ケレドモ、憎（カツ）テ懲リ嗟ク莫シ。（詩經小雅節南山）

乃チ惟レ爾商ノ後王、厥（ソ）ノ逸ヲ逸トシ、厥ノ政ヲ國リテ蠲悉（ケンジヨウ）ナラズ。天惟レ時（ヨ）ノ喪ヲ降セリ。（周書多方）

右は天が罪過の人に対し、その咎罰として或は亂を降し、或は滅亡をあたえることを述べている。商書湯誥の「天道ハ善ニ福シ、淫ニ禍ス。」の思想は、詩・書中至る所に見られる。

上天は声無く姿なきものである。然らば何を以て天の喜怒愛憎なりと見るのか。それは前の例に依つても知り得る通り、古代人は種々の天災地変、一身一家の不幸苦難等を以つて天の怒であり、天讃・天咎であると信じ、国家の喪乱も天の威罰と見ていた。又

種々の奇瑞は勿論、季節の順、五穀の豊穰等を以つて天の嘉賞とし、一身一家の幸福、国家の泰平等を以つて天の降せる福祿と信ずるのであつた。全く素樸な信仰ではあつた。周書洪範の休徵・咎徵などは之をよく物語つてゐる。人君の肅・父・哲・謀・聖の五德に応じて、時雨・時陽・時燠・時寒・時風の幸があるとし、之を天の休徵とするのである。之に反して狂・憎・予・急・蒙の五不徳に応じて恒雨・恒陽・恒燠・恒寒・恒風の不祥のあるのを咎徵と見て、いるのである。

主宰神明の天は、全知全能完全無闇の実在であるが故に、又至善であり、絶対善であり、すべてが道徳的である。即ち天自からは人類の模範となる上に、又人類を諭し導き、人類に善の本性や

道德を賦与するのである。

天蒸民ヲ生ズ。其ノ命謐ニ匪ザルハ、初有ラザルナク、克ク終有ルコト鮮ケレバナリ。（詩經大雅蕩）

天性ヲ虞ラズ、典ニ迪率（テキソツ）セズ。今我ガ民、喪アルヲ欲セザルハ罔シ。（商書西伯戡黎）

右の「其ノ命云々」は、天は本来人類に善性を賦与する。世上不善の人を見ると、その事が信でないようであるが、それは惡しき習などによつてその終りを善くしない故であるとの意。「天性ヲ虞ラズ」は、殷の紂王が天賦の善性を無視し、人道に反いたと云うことを述べたものである。

天有典ヲ敍ス。我ガ五典ヲ勅（タミ）シクシテ、五ツナガラ惇（アツ）クセヨヤ。（虞書臯陶謨）

惟レ茲ニ弔（イタ）リテ、我ガ政人ニ于テ罪ヲ得ズンベ、天惟レ我ニ与フル民彝、大イニ混亂セン。（周書康誥）

前の「典ニ迪率セズ」の典も右文中に見える典も彝もすべて人の常道の義である。五典は父の義・母の慈・兄の友・弟の恭・子の孝を謂うのである。かように天は人類に性を賦し、性を本として、人の道の順序を立てて之を示し与えたとするのである。

天蒸民ヲ生ズ。物有レバ則有リ。民ノ秉彝ニシテ、是ノ懿德ヲ好ス。（詩經大雅烝民）

右の「物有レバ」の物は、事と通じ、茲では父子兄弟等の間柄の意、「則有リ」の則は、前の典・彝と同義と見てよい。秉彝とはしかと執り持つ所の善性の意であつて、人道を行うことは畢竟人間本有の善性によるものである。

天は常住に下民を昭鑒し、その所為を監督し、後に述べる通り、善不善に応じて賞罰をも降すのである。

昊天曰（ニ）ニ明ナレバ爾ト出デ王（ニ）キ、昊天曰ニ旦ナレバ爾ト游ビ衍（タノ）シム。（詩經大雅板）

惟レ天、下民ヲ監ミ、厥ノ義ヲ典ル。（商書高宗肅日）

万物を覆育する天は、勿論至仁の実在であつて、人道の範となる所であるが、天はまた至公至平である。商書太甲の「嗚呼惟レ天ハ親ム無シ。克ク敬スルヲ惟レ親ム。」周書蔡仲之命の「皇天ハ親無ク、惟レ德ヲ是レ輔ク。」などのように、私の親疏なく、徳に与するのみで、至公そのものである。詩經小雅節南山の「昊天傭（ヒト）シカラズ。」「昊天平カナラズ。」などと怨ずる詞も、却つて天の本質が至公至平であればこそ出て来たものである。

帝文王ニ謂フ、予明德ヲ懷フ。声ト色トヲ大ニセズ、夏ト革トヲ長クセズ。識ラズ知ラズ帝ノ則ニ順ヘリ。（詩經大雅皇矣）

右の詩の意は、文王が民を治むるに徳を以つてし、自然に天の道に順つていることを天が嘉しているのである。原文の「不長夏以革」の訓釈は龜井昭陽の毛詩考に取つた。夏は榎、榎は櫻に通じ、革は鞆に通じ、みな命に服わぬ者を撻鞭する具である。さて天は至仁・至公・至正・至純の實在であつて、その所作悉く人の大格標準とならないものはない。これ「帝ノ則」と云う所以である。

帝の則は天道である。天道の語は商書仲虺之誥の「欽ンデ天道ヲ崇ビ、永ク天命ヲ保テヨ。」同湯誥の「天道善ニ福シ淫ニ禍シ、災ヲ夏ニ降シテ以テ厥ノ罪ヲ彰ハス。」同説命の「嗚呼、明王ハ天道ヲ奉若シテ、邦ヲ建テ都ヲ設ク。」周書畢命の「蕩ヲ以テ德ヲ陵ギ、

実ニ天道ニ恃ル。」虞書大禹謨の「満ハ損ヲ招キ、謙ハ益ヲ受ク、時レ乃チ天道。」など、多く見えている。以上の例はすべて所謂偽古文に属するものであるけれども、既に前掲の如く「帝ノ則」の語があり、尙又周書康誥に「弟ト子（ナ）リテ天顯ヲ念ハズ、乃チ歟ノ兄ヲ恭フ克ハズ。」同多方に「乃チ大イニ淫昏シ、終日帝ノ迪（ミチ）ニ勸（ツト）ムル克ハズ。」同多士に「誕（オホイ）ニ淫シ歎レ渢シテ天顯民祇ヲ顧ミル罔シ。」などとあつて、「天顯」は明顯なる天道の義であり、「天ノ迪」は無論天道であるから、天道観念そのものが詩・書に存していることは明瞭である。天はまた此の天道を以つて民を教導し誠諭する。これに就いては後段天命の條の叙述にゆずる。詩・書の天は以上の如くに全く道德的な性格をもつ者であつて、實に人倫道德の本源であつたのである。

勿論、人の本性は生具のものであり、人倫の道は、其の本性に率つて自然に發生したものではあるが、人類が天の所産であるとの根本的信仰に本づき、これらのものを天の錫与と観たのは当然であり、又絶対善の天の錫与の性であるから善であることも肯かれり。そしてこれがまた道徳の価値の絶対性や尊嚴性の根拠となつてゐるのである。

詩・書の天は万物の司配者であり、至善の実在であり、且神明

であつた。神には天神・地祇・人鬼の三種があり、天・日・月・星・辰等を天神とし、地・社・獄・海・山・川等を地祇とし、宗廟、先聖・先師・先老等の靈を人鬼とする。天はこれら諸神の最高且統一神として祀られている。

禋祀（インシ）ヲ殄（タ）タズシテ、郊ヨリ宮ニ往キ、上下ニ

奠瘞（テンエイ）シ、神トシテ宗バザルハ靡（ナ）キニ、后稷モ克クセズ、上帝モ臨マズ。（詩經大雅雲漢）

これは周の宣王が旱災に遭うた為諸神を祭つて祈つたことを歌つたものであるが、このように上帝は最高神として郊に祀られたのである。

肆（ツビ）ニ上帝ニ類シ、六宗ニ禋シ、山川ニ望シ、群神ヲ編クス。（虞書舜典）

右は舜が堯の攝政となつた時に、神々を祀つたことを述べたもので、上帝が諸神の首位に置かれていることは明らかである。類・禋・望はそれぐの祭の名である。天が最高神であればこそ之を祀ることは天子の特権であつた。

要するに、詩・書の天は神としても最高且諸神を統一する神であり、篤く崇信せられた宗教的本尊であつた。而して之に本づく敬天畏命の思想が此の二經を一貫して流れているのである。

以上で大略詩・書に於ける天の考察を了つたので、次いで天命に就いて概観してみよう。天命というのは、主宰的神明的天の意志が人間にはたらきかけたものの謂である。語義からいうと、許慎の説文には「命ハ使ナリ。」とある。即ち何何しめることである。

これよりして命令・教命・任命・賦与などの意味に用いられるものと私は考えている。賦与といふ意味がしめることからどうして出て来るかというに、得しめる・享けしめる・有らしめるなどは、一方から見れば、与えることになるからである。かような語義を本として、詩・書の実事に就いて天命を考察した場合、私は之を分かつて次の八種とする。(1)性の命、(2)道の命、(3)教の命、

(四) 德の命、因氣数の命、(六) 祿の命、(七) 政治の命、(八) 一般的な命。  
而して(一)(二)(三)(四)は結局德命に、(五)(六)(七)は祿命に包摃せられるので、  
大別すれば德命・祿命・一般的な命の三となる。

既に天の條に於いて述べた通り、道徳的な天は、人に善の性を賦し、人道を示し与え、天道の格準を以つて教誡し、賢不肖の德を錫与するのである。これ広義の德命、分かでば性の命・道の命・教の命・德の命である。前に示例した詩經大雅蕩の「天烝民ヲ生ズ。其ノ命云々」の命、商書西伯戡黎の「天性ヲ虞ラズ。」の天性は性の天命又は天命の性を謂うのであり、西伯戡黎の「典ニ迪率セズ」の典、臯陶謨の「天有典ヲ叙ス。我ガ五典ヲ勅シクシ」の典、周書康誥の「天惟レ我ニ与フル民彝」の彝、詩經大雅烝民の「物有レバ則有リ」の則などは、皆之を天命の道と觀てゐるのである。

維レ天ノ命於(ア、)穆トシテ已マズ。於乎(ア、)顯カナラズヤ文王ノ德ノ純ナル。(周頌維天之命)矧(イハン)ヤ其レ有(マタ)能ク天命ヲ格知スト曰ハシヤ。(周書大誥)  
昔在殷王中宗ハ嚴恭寅畏シ、天命自ラ度リ、民ヲ治ムルニ祗懼シ、敢テ荒寧セズ。(周書無逸)

右文中の命・天命は即ち天の教誡であつて、教導誠諭の義を有つてゐる。周書大誥の「亦惟レ十人、上帝ノ命ヲ迪知ス。」同康誥の「天命ヲ宅(ハカ)リ、民ヲ作新セヨ。」詩經大雅文王の「永ク言(コ、)ニ命ニ配シテ」などの命・天命も亦同断である。

王乃チ初メテ服ス。嗚呼生子ノ若シ。厥ノ初生ニ在ラザルハ罔シ。自ラ哲命ヲ貽ス。今天其レ哲ヲ命ジ、吉凶ヲ命ジ、歷年ヲ

命ズ。今我ノ初メテ服シ、新邑ニ宅ルヲ知ル。(周書召誥)

これは周の成王が新都で政治を行ふに際して、召公奭が王に敬徳の緊要を誥げた詞の一節である。「哲」とは賢智の徳の義であるが、徳は之を天の錫与と見るのである。勿論、徳は「自カラ哲命ヲ貽ス」と云つてゐる通り、自から修得して而して之を天より受くるものと觀るのである。これが所謂徳命である。商書仲虺之誥に「天乃チ王ニ智勇ヲ錫ヒ云々。」とあるのも勿論徳命である。

右召誥中の吉凶の命は、所謂祿命である。歴年の命は、國家寿命の長短を命ずることであるから、国家的氣数の命と見てよい。

嗚呼、天ノ降セル宝命ヲ墜スナクバ、我ガ先王モ亦永ク依歸スルアラン。(周書金縢)

惟レ天、下民ヲ監ミ、厥ノ義ヲ典ル。年ヲ降スニト永キ有リ永カラザル有リ。天ノ民ヲ天スルニ非ズ、民、命ヲ中絶スルナリ。(商書高宗肅日)

右に宝命とか年とか命とか云つてゐるのは、結局人の寿命で、所謂氣数の命である。周書洪範に寿を五福の一に數えている通り、生命の長短即ち禍福であるから、氣数の命は広義の祿命の中に包摃せられるものである。又、天は人の徳不徳、善不善に応じて、禍福を降すもので、これは所謂祿命である。禍福を与えることは、祿命を命ずることである。それは次の例によつても知られる。

以テ昭カニ上帝ニ受ケヨ。天其レ申ネテ命ズルニ休ヲ用テゼン、(虞書益稷)  
民、德ニ若ハズ、罪ニ聽(シタガ)ハザルモノ有リ。天既ニ命

前者の休とは福の謂であり、後者の「命ヲ孚トス」とは、禍の命を信驗として譴戒するの意に外ならない。要するに禍福共に天の命する所である。

天は衆民を生み、之に性と道とを賦与し、之を教誡し、生を保全すべき徳を得しめようとするが、民は人慾の私の為に争を起して、天の欲する通りに其の生を全うし得ないので、天は更に衆民中の明哲の有徳者に命じて之を君師として民の治教に従わしめ、天の化育を賛けしめるのである。商書仲虺之誥にも次のように述べられておる。

嗚呼、惟レ天、民ヲ生ズ。欲有リ。主無ケレバ乃チ乱ル。惟レ

天、聰明ヲ生ジ、時レ父（オサ）メシム。

こうして天は傑れた聖賢を王者に任じ、天の子として民の生育教化の業を賛けしめ、又その徳に応じて諸侯・卿・大夫・士等を命じ、天子を輔けて天工に与からしめる。虞書臯陶謨の「天、有徳ニ命ズ。五服五ツナガラ章カニセヨヤ。」は即ちそれである。こゝに五服というのは、天子以下五階級相当の服制の謂である。なお天工翼賛の思想は、舜典の「帝曰ク、咨（ア）、二十二人、欽メ哉。惟レ時レ天功ヲ亮ケヨ。」臯陶謨の「庶官ヲ曠シクスル無カラ。天工人其レ之ニ代ル。」などによつても見られる。こうした天命は、所謂政治的天命であり、就中、天子の任に命ずることは、最高最大のもの故に、之を美称して大命とか駿命とか景命とか顯休の命などとも言つてゐる。即ち次の通りである。

天乃チ大イニ文王ニ命ジ、戎殷ヲ殪（ツク）シテ、誕ニ厥ノ命ヲ受ケシム。（周書康誥）殷ノ末ダ師（モロモロ）ヲ娶ハザル、

克ク上帝ニ配セリ。宜シク殷ニ鑿ミルベシ。駿命易カラズ。（詩經大雅文王）

其ノ胤維レ何ゾ。天爾ニ祿ヲ被ラシメテ、君子万年マデ景命僕（ツ）クルコト有ラシメン。（詩經大雅既醉）

天惟レ時レ民ノ主ヲ求ム。乃チ大イニ顯休ノ命ヲ成湯ニ降シ、有夏ヲ刑殄セリ。（周書多方）

天子たる大命は、其の責極めて重大であると共に、人間最高の榮であり、天下の富を有つものであるから、又最大の福となすのであつた。右第三例によつてその事が肯かれる。故に此の政治の命も亦氣數の命同様に、広義の祿命の中に含まれるものである。

天は聰明の有徳者に大命を降下した後は、果して善政が施かれ民が安定を得てゐるか否かを監視し、善政なれば之を嘉して天子の命を保有せしめるのであるが、若し桀紂の如くに暴虐の惡政あるときは、災禍を降して之を譴め、而も猶悛めぬときは、他の有徳者に命じて之を滅し、代つて天命を受けしめるのである。

天喪亂ヲ降シテ我ガ立王ヲ滅サントス。此ノ蟲賊（ボウゾク）ヲ降シテ稼穡卒（コトゴト）ク痒（ヤ）メリ。（詩經大雅桑柔）台（ワレ）小子敢テ乱ヲ称（ア）グルヲ行フニ非ズ。有夏罪多シ。天命ジテ之ヲ殛（キヨク）セシム。（商書湯誓）

嗚呼皇天上帝、厥ノ元子ト茲ノ大国殷ノ命トヲ改ム。（周書召誥）

これらの一例によつて、天譴・天罰・革命などの思想が見られる。徳の如何を以て天命を革めることは理想的な革命であるが、それに近い実現を見たのは殆んど周代までであつた。

天命ハ易カラズ。天ハ謙トシ難シ。（周書君夷）

侯（ヨ）レ周ニ服セリ、天命常廳ケレバナリ。（詩經大雅文王）

右は天命の常なきを言ひ、常なきが故に天を信としがたじと歎じ、

又その保有することの容易ならざることを嘆嘆しているのである。人君が天命を保持するの道は、天命を畏れてたゞ身を敬み、民に徳政を施す以外にはない。

敬メヤ敬メヤ、天維レ顯カナリ。命易カラザルカナ。（詩經周頌閔予）

肆（ユエ）ニ惟レ王其レ疾ク德ヲ敬メ、王其レ德ヲ之レ用ヒテ天ノ永命ヲ祈レ。周書召誥）

右の王とは周の成王である。徳を敬修して永く天命を得よと召公奭が王に誠告しているのである。革命は認める。而してそれ故に、自家の天命の長久ならんことを祈求するのは、亦人情の当然である。かような天の永命祈求の思想は、周室に至つて、特に周公及び召公の二賢臣に於いて顯著に現われて來ている。既に述べたように天災地変は天咎天譴と觀いていたので、そうした災異があつた時には、人君は己を省み、身を責めると共に、天を敬祭して天罰を免れるようとに翼つた。また平時にあつても、毎歳多至の日に天を南郊に祀つて君民国家の福祐を禱るのであつた。以上の如く詩・書の天は天子は勿論、それ／＼の為政人に、天に代つて治國治民の工を命じ、また政治の理想を訓えているのであつて、實に天は政治の本体というべきものである。

以上七種の天命の外の一切の命は、之を一般的な天の命令とする。この種のものは例は多いが、次の二三に止めて置こう。

惟レ天、命ヲ降シ、我ガ民ニ肇ムル、惟レ元祀。（周書酒誥）

天多辟ニ命ジテ都ヲ禹ノ績ニ設ケシム。（詩經商頌殷武）

我ニ來牟ヲ貽ルハ、帝命ジテ率（アマネ）ク育ハシムルナリ。（詩經周頌思文）

右第一例は天が始めて民に釀酒を命じたこと、第二例は諸侯に都の造営を命じたこと。第三例は大麦小麦を以て民の生育を命じたことを述べている。

以上で詩・書の天命に就いての概説を終えた。茲に特に吾々の注意を惹く一事は、天の祿命は徳を本とてゐる点である。此事に關しては更に後に述べることにする。

さて古代人は、夭寿とか禍福とかは是れ天命なりとす。おに信じたのであるが、例えば商書湯誓の「天命ジテ之ヲ殛セシム」のようない討伐の命とか、天子に任ずる大命などは、何によつて然りと見るのであるか。それは周書大誥にある通り、天は民を助け、又恵を斐（タス）けるものであるから、至誠を以て民の為に図ることは天命なりと信じ、更に民の輿論に察し、時にはト占に、稽えあわせて天命の確信に達したものと考えられる。

天ノ聰明ハ我ガ民ノ聰明ニ自（シタガ）ヒ、天ノ明畏ハ我ガ民ノ明威ニ自フ。（虞書臯陶謨）

この例に見る通り、天の明視聰聽は民衆の明視聰聽に従うものであり、天の明罰は民の明罰に自るものである。これは民意と天意と相應一理の思想であつて、従つて民衆の一致した声によつて天命を格知したものである。

惟レ帝ノ界（アタ）ヘザルハ、惟レ我ガ下民ノ秉為ニシテ、惟

レ天ノ明畏ナリ。（周書多士）

右は、天が殷にその大命を奪つて与えなかつたのは、畢竟人民の執り行う所であつて、即ちこれが天の明罰であるということを述べたもので、民の総意によつて執行することは天意にかなう、否それが即ち天の執行であると觀てゐるのである。至誠を以て自から度り、更に輿論に確めて猶意安らかでないときには、トにつたものと思われる。

寧王我ニ大宝龜ヲ遺シ、天明ヲ紹（ウ）ケシム。命ニ即クニ曰ク、西土ニ大難有リ、西土ノ人亦靜ナラズト。茲ニ越（オイ）テ齋ス。（周書大誥）

天、寧王ヲ休（ヨミ）シ、我ガ小邦周ヲ興ス。寧王惟レトヲ用ヒ、克ク茲ノ命ヲ綏受ス。今天其レ民ヲ相（タス）ク。矧ヤ亦惟レトヲ用フルヲヤ。（周書大誥）

右の第一例では、成王が、父、武王が遺した宝龜のトに天の明意を承けるという思想が見え、第二例では、父武王がトによつて天の大命を安んじ受けたということと、今やト兆によつて天意を知り行動する上は、天助必至なりとの思想が見られる。

最後に、天命は固より天が人に命じ、又は与えるものと觀るのであるから、天が主体的主動的である。然しながら天の祿命は德命に基いており、德命の本は人自からの敬徳修徳にあるので、畢竟するに、天の祿命は人の自ら招く所である。天が有徳に祿命を降すの思想が、人が自から徳を成して以て祿を受くるの思想に展開するのは必然的と云わねばならぬ。それ故にこそ君子は天命を畏れて、競々として徳を敬み、人君は更に仁徳の政にこれ努める

のである。人事を尽して天命の格るを持つと云う思想がこゝに現われて來るのである。こゝまで來ると、主動性が天より人に移り、人が主体的であると云うべきである。詩・書を見るに、こうした思想が殷周など後の世に下るにつれて顯著になつて來ていることは、確かに注目すべき事柄であろう。かような、祿命は人自から招くの思想は、次の諸例に見ることができる。

惟レ天德ヲ克クシ、自カラ元命ヲ作シ、配享シテ下ニ在リ。（周書呂刑）

右は徳を以て元命即ち長寿の命を享受したことと云つてゐる。前に挙げた商書高宗肅日の「天、民ヲ夭スルニ非ズ。民、命ヲ中絶スルナリ。」も民の不徳自から短命を招くの謂である。

爾ノ祖ヲ念フ無ケンヤ。聿（ソ）レ歟ノ徳ヲ修メヨ。永ク言（コニ）ニ命ニ配シ、自カラ多福ヲ求メヨ。（詩經大雅文王）

是は言うまでもなく徳を修めて自から福祿を求めよの意である。

故ニ天、喪ヲ殷ニ降シ、殷ヲ愛スル罔キハ、惟レ逸スレバナリ。天、虐スルニ非ズ、惟レ民自カラ辜ヲ速（マネ）ケルノミ。（周書酒誥）

永ク畏ルベキハ惟レ罰。天ノ中ナラザルニ非ズ、惟レ人、命ニ在リ。（周書呂刑）

右二例何れも自から天の威罰を招き取るを述べたものである。

肆ニ惟レ王其レ疾ク徳ヲ敬メ。王其レ徳ヲ之レ用ヒテ天ノ永命ヲ祈レ。（周書召誥）

かようには徳を敬養して以て天命の長久を希うの意が強く現われてゐる。要する所、みな天の祿命は徳を以て自から求め享けるの思

想である。

以上全体をまとめると、詩・書の天は形体物象の天と主宰神明の天とに分かれ、形体物象の天裡に宿る主宰神明の天は、万物を創造し、主宰し、化育し、特に人類に対するは、徳を命じ、祿を

錫え、有徳に命じて治教を代行せしめるのである。畢竟、斯の天は宗教的信仰の本尊であり、政治の本体であり、道徳の本源でもある。而して敬天畏命の思想が詩・書の全篇を通じて、一貫した主流を成しているのである。

(昭和二十六、一、二九)